

平成 21 年 11 月 13 日  
原子力安全対策室

志賀原子力発電所 2 号機 非常用ディーゼル発電機の潤滑油漏洩による  
原子炉停止について

志賀 2 号機（第 2 回定期検査で調整運転中）において、昨日（11 月 12 日（木））、非常用ディーゼル発電機の定例試験を行ったところ、潤滑油の漏洩（約 100cc）が確認されたとの報告があった。

この非常用ディーゼル発電機は、復旧するまで使用できないことから、運転上の制限（非常用ディーゼル発電機が 3 台動作可能な状態）からの逸脱\*があったとして、国、県、町へ報告があった。

※非常用ディーゼル発電機の場合、1 台が故障した場合でも原子炉の運転を継続することができるが、10 日以内に故障を復旧することが要求されている。

北陸電力では、残りの 2 台の非常用ディーゼル発電機等が正常に動作することを確認しようとしたところ、2 台目からも潤滑油の漏洩が確認されたため、北陸電力の保安規定に基づき、原子炉停止を判断した。（13 日午前 1 時 30 分）

原因については、現在調査中。

県では、志賀町とともに、1 台目の潤滑油の漏洩が確認された 12 日に立入調査を実施し、当該発電機の状況、事象が発生したときの作業内容等を確認している。

今後、原子炉の停止状態を確認するとともに、北陸電力では、非常用ディーゼル発電機の分解点検を行い、原因究明と再発防止対策の策定を行うこととしており、県では、立入調査等により確認することとしている。

なお、外部への放射能の漏洩はない。

原子力安全対策室 (直通) 076(225) 1465 (県庁内線) 4 2 3 4
--